

佐賀県告示第 471 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

平成 27 年 11 月 17 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	所在地	廃止年月日
チトセ薬局神野店	佐賀市神野西二丁目 4 番 20 号	平成 27 年 3 月 31 日
井手歯科医院	佐賀市大和町大字川上 5285 番地 1	平成 27 年 3 月 22 日
宇都宮薬局	佐賀市水ヶ江三丁目 2 番 2 号	平成 27 年 4 月 19 日
セントケア訪問看護ステーション佐賀	小城市小城町廿地 217 番地 1	平成 27 年 3 月 31 日